

## 令和5年度 加古川市高齢者等移動支援サービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう住民主体の移動支援サービスに係る経費の一部を予算で定める範囲内で加古川市高齢者等移動支援サービス事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年加古川市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、高齢者等移動支援サービスとは、移動が困難な高齢者等を、週1回以上、市内の商業施設、公共施設、医療機関等、日常生活を送る上で必要な場所へ送迎するサービスとし、サービスのうち、運送の対価については、無償であることとする。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲、補助率及び額並びに期間は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付／不交付決定書（様式第2号）により速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

(補助事業の変更等)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく補助事業変更（中止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについてはこの限りでない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額（第6条の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付できるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

5 前2項に規定する返還の命令は、補助金返還命令書(様式第8号)により行うものとする。

(留意事項)

第11条 補助事業者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用者等の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、知り得た秘密を漏らさないこと。

(2) 利用者には事故等がないように十分に配慮すること。

(3) 事故や利用者の体調の急変等が生じた場合に、救急対応や連絡等速やかに必要な措置を講じるため、緊急時の危機管理体制を整備すること。

(4) 補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区別すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【別表】（第3条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助	
	目的	住民主体の移動支援サービスの設立を促進することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう支援する。	
補助金等の範囲	対象となる者	<p>次の要件を全て満たす移動支援サービスを実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加古川市社会福祉協議会など、地域における相互扶助による住民参加型移動支援サービスを行う団体で、法人格を持つ者</li> <li>・暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号（以下「条例」という。））第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと</li> <li>・暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと</li> <li>・宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行う団体でないこと</li> </ul>	
	対象経費	<p>初期費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成費</li> <li>・ボランティア養成などのための研修費</li> <li>・必要不可欠と認められる備品の購入など</li> </ul>	<p>運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品などの消耗品</li> <li>・燃料費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・携帯電話等の使用料</li> <li>・車両の任意保険料</li> <li>・ボランティア養成などのための研修費</li> <li>・ボランティア保険料など</li> </ul>
補助率及び額の	補助率	10 / 10	
	補助金の額	<p>【上限額】20万円</p> <p>※但し、千円未満切捨て</p>	<p>【上限額】10万円／年</p> <p>※但し、千円未満切捨て</p>